付図6

備考：■はデータ間隔は0.2秒グリッド(5メートル相当)航空レーザ測量を基に作成を示す
備考：▒はデータ間隔は0.2秒グリッド(5メートル相当)写真測量を基に作成を示す

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１００号

北海道旭川市東鷹栖２条３丁目635番地の448
カントリーハイツ201
債務者　千葉　裕之

1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月28日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５９５号

名古屋市千種区今池１丁目16番４号　介護老人保健施設リハビリパーク千種520号室、住民票上の住所名古屋市中区千代田２丁目25番14号　サンシャイン記念橋402号
債務者　前田　房夫（法定代理人成年後見人古澤健一）

1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柚原　　肇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月４日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１３号

兵庫県西宮市越水町５番34号
債務者　中村　義治

1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　崇行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５号

山口県長門市日置上1714番地
債務者　岡村　真治

1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷　義明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第４５号

山口県周南市遠石２丁目７番37号
債務者　石田　康二

1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　寛志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１３号

北海道日高郡新ひだか町静内高砂町３丁目２番２号
債務者　長崎由美子

1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葉山　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第２２３号

埼玉県草加市草加５丁目10番15―205号
債務者　秋山　敏夫

1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　恭平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係